

発議第 2 号

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を
求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

令和7年12月16日

提 出 者

八雲町議会議員 水 野 博 美

賛 成 者

八雲町議会議員 赤 井 睦 美

八雲町議会議員 安 藤 辰 行

八雲町議会議員 関 口 正 博

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 大久保 建 一 様

最高裁判決に基づき生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を 求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準が大幅に引き下げられたことに対して、北海道内の生活保護利用者153名が基準引き下げ処分の取り消しを求め提訴するなど、全国29地裁で同種の訴訟が行われました。そして、2025年6月27日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、違法であるとして、引き下げ処分を取り消しました。

最高裁判決を受け、国には、速やかに関係法令や制度の見直しを行い、影響を受けたすべての生活保護利用者が安心して生活できるよう、被害回復措置を早急に講じることが強く求められています。

また、生活保護基準は、就学援助などの諸制度とも連動しており、基準引き下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられます。影響の実態を把握し、必要な対応を図ることも重要です。

さらに、被害回復への対応については、対象者の特定や被害額の再算定、通知の作成・発送や支払事務等々、自治体において膨大で困難な作業が想定されます。生活保護制度の根幹に関わるという判決の趣旨を踏まえ、自治体に過重な負担を強いることなく、国の責任において対応すべきです。

よって国におかれては、最高裁判決の趣旨を踏まえ、以下の事項について早急に実施するよう要望します。

記

- 1 全面解決のために、国の責任において、生活保護費の遡及支給等被害回復の措置を速やかにとること。
- 2 生活保護基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
- 3 違法とされた保護基準の改定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣